

公益財団法人愛媛県文化振興財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 公益財団法人愛媛県文化振興財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程（以下「この規程」という。）は、公益財団法人愛媛県文化振興財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
 - (3) 常勤役員又は常勤評議員とは、評議員会で選任された役員又は評議員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (4) 非常勤役員又は非常勤評議員とは、常勤役員又は常勤評議員以外の者をいう。
 - (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- 2 この規程の施行の際、この法人に常勤役員及び常勤評議員が置かれないことから、次条以降の役員又は評議員は、非常勤役員又は非常勤評議員とする。

(理事の報酬等)

- 第3条 理事（理事長及び副理事長を含む。）に対して、各年度の総額が1,300,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。
- 2 理事長の報酬は年額240,000円とし、副理事長の報酬は年額120,000円とする。
 - 3 理事（理事長及び副理事長を除く。）の報酬は、理事会への出席若しくは評議員会への参加又は監事による監査への立会い1日につき、1人当たり日額10,000円とする。ただし、事務局長又は事務局職員を兼ねて、その給与の支給を受ける理事には、報酬を支給しないこととする。

(監事の報酬等)

第4条 監事に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 公認会計士又は税理士である監事の報酬は、年額 300,000 円とする。
- 3 前項の監事以外の監事の報酬は、評議員会若しくは理事会への参加又は監査への出席 1 日につき、1 人当たり日額 10,000 円とする。

(評議員の報酬等)

第 5 条 評議員の報酬は、評議員会への出席 1 日につき、1 人当たり日額 10,000 円とする。

(年額の報酬の支給等)

第 6 条 第 3 条及び第 4 条に定める年額の報酬は、毎月、年額の 12 分の 1 の額を支給する。この場合の支給日は、事務局職員に対する給与の支給日と同日とする。

- 2 年額の報酬の役員が月の途中で役員を退任したとき又は死亡したときは、報酬の支給は、その月で終了する。
- 3 年額の報酬の役員が月の途中で役員に就任したときは、報酬は、その翌月から支給する。

(日額の報酬の支給等)

第 7 条 日額の報酬は、評議員会若しくは理事会の開催又は監査の実施後に、その都度支給する。

(報酬受取りの辞退)

第 8 条 事情により支給される報酬の受取りを希望しない役員及び評議員は、その旨の意思を表明することにより、報酬の受取りを辞退することができる。

(費用の支払)

第 9 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 役員及び評議員に旅費を支給する場合の旅費の格付けは、愛媛県の「職員の給与に関する条例」別表第 1 「行政職給料表」7 級に相当するものとする。

(支給方法等)

第 10 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 第 9 条に定める費用の支払いについても、前項と同様とする。

(公表)

第 11 条 公益財団法人愛媛県文化振興財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準とし

て公表するものとする。

(変更)

第 12 条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、この法人が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。